

利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(1) 利用料

	訪問看護時間	訪問看護費	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
看護師による訪問	20分未満	3,110円	311円	622円
	30分未満	4,670円	467円	934円
	30分以上60分未満	8,160円	816円	1,632円
	60分以上90分未満	11,180円	1,118円	2,236円
准看護師による訪問		上記×0.9	上記×0.9	上記×0.9
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問	1回あたり(20分)	2,960円	296円	592円
	1日に2回を超えた訪問	上記×0.9	上記×0.9	上記×0.9

(2) 加算

以下の要件を満たす場合、上記の利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額(1月につき)		
		基本利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)
看護体制強化加算	医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合に算定	3000円/月	300円/月	600円/月
サービス提供体制加算	看護師等の専門性等に係る適切な評価、キャリアアップを推進する体制及び職員の早期離職を防止する体制の評価	60円/回	6円/回	12円/回
緊急時訪問看護加算	利用者、家族に対する24時間連絡体制と計画外の緊急訪問も必要に応じて行う体制	5,740円/月	574円/月	1,148円/月
特別管理加算(Ⅰ)	特別な管理を要する利用者に対して計画的管理を行った場合に算定。利用者の状態に合わせて、(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを加算	5,000円/月	500円/月	1,000円/月
特別管理加算(Ⅱ)		2,500円/月	250円/月	500円/月
長時間訪問看護加算	特別管理加算の算定対象者であって、90分以上訪問看護を行う場合に算定	3,000円/回	300円/回	600円/回
複数名訪問加算(30分未満)	利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等に算定	2,540円/回	254円/回	508円/回
複数名訪問加算(30分以上)		4,020円/回	402円/回	804円/回
初回加算	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合に算定	3,000円/月	300円/月	600円/月
退院時共同指導加算(特別な管理を要する方は2回)	退院もしくは退所にあたり、主治医やその他の職員と連携して、在宅生活における療養上必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合を評価	6,000円/回	600円/回	1,200円/回

(3) 死後の処置料金 10,000円(税別)

(4) 交通費

青森市内 無料

青森市外 実施地域を越えた地点から片道1kmにつき、50円(税別)